

農業及び食料分野に係る日本国政府とブラジル連邦共和国政府との間の協力覚書

日本国政府とブラジル連邦共和国政府（以下それぞれを「一方」、総称して「双方」という。）は、

日伯セラード農業開発協力事業（PRODECER）をはじめとする、これまで長年にわたり両国間で実施されてきた農業及び食料分野における協力の実績を想起しつつ、

両国の農業協力及びブラジルの農業セクターの発展において、日系移民が重要な役割を果たしてきたことに鑑みて、関係者の献身的な貢献を賞賛しつつ、

ブラジルが、日本への伝統的かつ信頼できる食料供給国として、そして世界の食料安全保障に特に貢献している国として果たしてきた重要な役割及びその重要性が今後一層増していくことを認識し、

次のとおり見解を共有した。

本覚書は、法的拘束力を有する文書ではなく、以下に掲げられる取組は双方の法令に従って、それぞれの予算の範囲内で実施される。

- 1 双方は、ブラジルの北部及び北東部地域が農業開発によって穀物生産が増加する潜在性を有しているとの見解を共有する。双方は、特に、ブラジル連邦共和国政府が「マトピバ地域農業開発計画」を開始していることに留意する。
- 2 双方は、ブラジルの北部及び北東部地域の農業開発においては、港湾等の設備を含む農産品その他の物品のための輸送インフラ網の整備が不可欠であるとの見解を共有する。
- 3 日本国政府は、ブラジル連邦共和国政府がマトピバ地域の農業開発において、

イノベーション及び農業経営の安定化への支援を重視していることに留意する。

- 4 双方は、気象サービスの発展が農業分野におけるより正確な意思決定のために重要であるとの見解を共有する。
- 5 双方は、ブラジルの北部及び北東部地域の農業開発並びに農産品その他の物品のための輸送インフラ整備において、民間及び公共の両セクターが果たす役割が大きいことを認識しつつ、可能な協力案件及びイニシアチブを検討することで一致する。双方は、特に次の点について一致する。

- (1) 農業開発及び農産品その他の物品のための輸送インフラ整備に関する必要な情報交換を継続すること
- (2) i) 農産品その他の物品のための輸送インフラ整備及び ii) 気象サービスの発展に関する方向並びに協力及びイニシアチブの可能性について民間セクターと共に議論をすること
- (3) 港湾設備を含む輸送インフラ網の整備の進展に向けた効果的な協力案件について議論すること

本覚書は、2016年2月29日にブラジルのトカンチンス州パルマスにおいて、同じ内容で、日本語、ポルトガル語及び英語で計6部署名された。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために

ブラジル連邦共和国政府のために

駐ブラジル日本国特命全権大使
梅田 邦夫

農業畜産食糧供給大臣
カティア アブレウ